

平成27年度 第1回守谷市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成27年5月15日（金） 午後3時から午後4時

2 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室

3 出席者

〔構成員〕	守谷市長	会田 真一
	守谷市教育委員会	
	教育長	後藤 光良
	教育長職務代理者	高山 博
	委 員	鮎川 清勝
	委 員	山本 キヨ
	委 員	前山 文栄
〔事務局〕	教育部長	豊谷 如秀
	教育部次長	山崎 浩行
		ほか担当職員2名
〔傍聴者〕	3名	

4 議 題 （1）総合教育会議の運営について

5 議事の経過

（教育部次長）

定刻前ではありますが、ただいまから第1回守谷市総合教育会議を開催いたします。

総合教育会議は、法律により会議の成立要件等について特段の定めはございませんが、構成員であります市長と教育委員会の出席で成立するものと解釈されます。

本日、構成員全員出席であることをご報告いたします。

また、本日、傍聴希望者が3名ございました。総合教育会議の傍聴に関する取決めについては、本日の会議において協議・調整いただくことになっております。

決定前ではありますが、総合教育会議は原則公開するとされていることから、守谷市審議会等の会議の公開に関する指針を準用し、傍聴者の入室について承認をお願いしたいと思います。

それから、会議資料ですが、事前に配布しました資料に一部修正があり

ましたので、本日、机上に配布させていただいた資料を、ご使用いただきますようお願いいたします。

開会に当たり、初めに会田市長からご挨拶をお願いします。

(会田市長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日は、第1回目の守谷市総合教育会議の開催ということになります。

守谷市では、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長、教育長を一本化した新教育長体制となったところです。

総合教育会議は、執行部と教育委員会との協議、意見交換の場ということになります。本日の午前中に関東市長会の総会が行われ、県市長会からも多くの市長が参加されていました。午後から総合教育会議を予定していることを話したところ、新制度となっていない市も数多くあるような状況でした。

守谷市の教育は、教育委員会をはじめ、学校現場の皆さんに大変なご努力をいただいているところです。先日の教職員研修にもお話をさせていただきましたが、これからは、守谷で育った子どもたちを、いかにして守谷に戻すかが大きな課題だと思っています。先生方にも守谷の良いところを宣伝していただき、守谷に戻って、守谷で子育てするようになるよう、お願いしていききたいと思います。

市としても、この応援をしていける施策を考えていききたいと思います。是非、子どもたちが、自分を育ててくれた守谷に恩返しするという気持ちを持つよう育ていただければと思います。

そのためには、教育委員会の皆さんとこの会議において意見交換をさせていただくことは、大変に重要なことであると思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げて、ご挨拶といたします。

(教育部次長)

ありがとうございました。続きまして、後藤教育長からご挨拶をお願いします。

(後藤教育長)

こんにちは。新制度になりまして、第1回目の総合教育会議の開催に当たりお時間を頂戴いただきありがとうございます。

趣旨にのっとった話合いが進められれば、教育委員会としても大変うれしく思います。現在までも、教育委員会の様々な事業、予算につきましては、市長が常々おっしゃっているように教育優先のまちづくりを進めるといふ趣旨に基づいて支援をいただいているところです。A L T、学習

支援ティーチャーの導入、そして今回は電子黒板を配備していただいたところ です。

本日、教育委員の皆様には学校を訪問していただき、これらがうまく活用されているか様子を見ていただきました。これからは市長が言われたとおり、守谷で子育てができる大人に育っていくことを期待しているところ です。

その他にも、児童生徒の安全、教育の環境等と様々な手立てをしていただいているところ です。今までも意思の疎通の意味での意見交換はさせていただいてきたところ です。また、教職員の様々な研修会にも積極的に参加いただき、意見を聞いていただいています。

この総合教育会議においては、市長と教育委員会が方向性を同じにして、市民のためになる意見交換をして、守谷を選んでくれた人、守谷でこれから育ち、これから頑張ろうという人達にとって、学校教育、文化、スポーツ面の活動がより充実したものになるように、一緒に取り組んでいければ、これほどありがたいことはないと思っています。

教育委員会からも、いろいろな意見を述べさせていただきますので、活発な意見交換をさせていただき、守谷市が更に発展していくことを期待しておりますのでご協力をお願いいたします。

(教育部次長)

ありがとうございました。

本日の日程ですが、第1回目の会議の開催となりますので、総合教育会議の運営について、協議・調整をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。まず、次第の3「守谷市総合教育会議の概要について」説明を私の方からさせていただきます。資料No.1をご覧くださいと思います。

皆様もご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行となりました。今回の改正の重要なポイントの一つとして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになりました。

設置の趣旨でございますが、教育に関する予算の編成・執行や条例案の提出など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会の意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に地方公共団体の長が総合教育会議を設置することになります。

首長と教育委員会の意思疎通が十分できていないということが、一般的に指摘されており、地域の教育の課題やあるべき姿が共有できていないと

いう課題が言われてきました。

こうしたことから、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置することとなりました。

総合教育会議の設置により、市長が公の場で教育政策について論議すること、市長と教育委員会が協議・調整することにより、政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になります。

次に、位置付けと構成員についてですが、総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場と位置付けられています。このことから、市長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行うような決定機関ということではありません。

構成員は、市長と執行機関としての教育委員会で構成され、教育委員会からは、教育長及び教育委員全員が出席することが基本となります。また、市長の代理者が出席し開催することは基本的に想定されていませんので、総合教育会議は、市長、教育長、教育委員全員の出席の下に開催されることになります。

ただし、緊急事態で教育委員を招集できる時間的余裕がない場合は、市長と教育長のみで会議を持つことも可能とされています。

次に、協議・調整事項に移らせていただきます。まず協議・調整すべき事項ですが、総合教育会議で調整・協議する事項については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4により、4項目の規定がされています。

一つとして、教育、学術及び文化の振興に関する大綱の策定に関することがあります。大綱は、市長が策定することになり、教育委員会との合意までは必要とされていませんが、策定の際は、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、市長と教育委員会との間で十分に協議し、調整することが重要とされています。

二つとして、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策についての協議・調整があります。

想定される事項は、資料の表「法第1条の4第1項第1号」に掲げてあるとおりです。

学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件の整備に関する施策など、予算の執行、条例制定が必要となる事項になります。

また、幼稚園等を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、居所不明

の児童生徒への対応、福祉当局と連携した放課後対策、子育て支援など市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項が想定されています。

三つとして「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置」の協議・調整があります。

想定される事項は、資料の表「法第1条の4第1項第2号」に掲げてあるとおりです。

いじめ問題、通学路での交通事故により児童・生徒が死に至った場合、災害発生により施設の倒壊などの被害が生じた場合、避難先での児童・生徒等の授業を受ける体制や生活支援を緊急に構築する必要がある場合、いじめ防止対策推進法28条に規定される、いじめによる児童等の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがある場合等が想定されています。

四つとして、市長が行う事務と教育委員会が行う事務についての調整が挙げられます。

次に、協議すべきでない事項ですが、総合教育会議では、特に政治的中立性の要請が高い、教科書の採択、個別の教職員人事等については、協議題とするべきではないとされています。

ただし、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、市長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議をすることはできるとされています。

次に、協議・調整結果の尊重義務についてですが、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、市長と教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならないとされています。

総合教育会議において調整が行われた場合とは、市長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないという趣旨です。

市長と教育委員会の判断が分かれた場合、教育に関する予算の編成・執行等については市長が最終責任者として決定し、教育に関する事務の管理・執行については、教育委員会が最終責任者として決定することになります。

参考までに、教育に関する事務分担を掲載させていただいております。以上が総合教育会議の概要となります。

(教育部次長)

それでは、次第の4「協議・調整事項の総合教育会議の運営について」を議題とさせていただきます。

総合教育会議については、その性格及び法律でその設置、構成員等を規

定していることから、設置等について条例の制定等の必要はありません。

会議の運営に必要な事項については、総合教育会議で決めることとされていることから、運営に関する事項について協議・調整をしていただきたいと思います。

また、総合教育会議は原則公開とされていますので、その傍聴に関する事項についても協議・調整をしていただきたいと思います。

それでは、守谷市総合教育会議運営要綱について説明をさせていただきます。

—守谷市総合教育会議運営要綱（案）朗読—

（教育部次長）

ご質問等があれば、お願いしたいと思います。

（総合教育会議）

—特になし—

（教育部次長）

それでは、運営要綱については調整された事項として、この要綱に基づき総合教育会議を運営させていただきます。

以後の議事進行については、守谷市総合教育会議運営要綱第3条第5項の規定に基づき、会田市長にお願いしたいと思います。

（会田市長）

ただいま、決定された守谷市総合教育会議運営要綱に基づきまして、議事を進行させていただきます。

守谷市総合教育会議傍聴要領について協議をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（教育部次長）

それでは、守谷市総合教育会議傍聴要領について説明させていただきます。

—守谷市総合教育会議傍聴要領（案）朗読—

（会田市長）

事務局からの説明がありました。この件に関しましてご意見等があればお願いいたします。

（総合教育会議）

—特になし—

（会田市長）

それでは、会議の傍聴については、この要領に基づき取り扱うことといたします。

次に、守谷市総合教育会議の開催予定（案）について、事務局から説明

をお願いします。

(教育部次長)

資料No.4をご覧ください。守谷市総合教育会議開催予定についてご説明いたします。資料のとおり開催予定について、提案させていただいておりますので、協議・調整をお願いいたします。

守谷市総合教育会議開催予定（案）として、平成27年度年間スケジュールを提案させていただいています。

本日、5月15日に第1回として、守谷市総合教育会議の運営に関する協議ということでございます。第2回目ですが、8月頃を開催予定として案を提出させていただいています。協議題として、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項及び教育に関する重要施策に関する事項として、平成28年度予算等について協議・調整することを提案させていただいています。

また、児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講じる施策については、適時に開催するとさせていただいております。

なお、大綱は、基本教育法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し定めることとされており、具体的には、第2期教育振興基本計画の主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が参酌する対象となります。

教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画について、守谷市では策定されていませんが、その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないことになっております。

守谷市において総合計画が策定されており、この計画に大綱で定めるべき事項の大部分が盛り込まれている場合は、改めて策定する必要はないということになります。

大綱の策定については、次回の会議において協議・調整をお願いしたいと思います。

(会田市長)

ただいま、事務局から、8月頃に第2回総合教育会議を開催予定とした説明がありましたが、協議・調整をお願いします。

(高山教育長職務代理者)

平成27年度の年間スケジュール（案）が提示されましたが、本日が1回目です。次に予定されている8月の会議だけということですが、適時必要と

なる会議を除き、定期的に開催される会議は年に1回と理解してよろしいですか。

(教育部次長)

会議の開催は、総合教育会議で協議していただくことになります。本日の会議で運営に関し必要な事項を調整いただいたところですので、これに基づき、総合教育会議でお決めいただきたいと思います。

(山本委員)

会議の開催については、市長に対し教育委員会からも要請できるということによろしいですか。

(教育部長)

そういうことです。

(会田市長)

年に1回の会議の開催では少ない感じがいたします。最低でも年に1回、予算編成前の時期とし、次年度に向けた事業の説明をしていただき、その予算の確保について協議し、会議において教育委員会から出された意見で、調整がついた事項はできる限り反映していくことになりますので、予算案が固まる前に開催するのが良いのではないかと思います。

教育委員会の会議で、協議が必要な事項を検討していただき、総合教育会議で調整し、予算に反映できるようにしていただければと思います。

先日、守谷駅前においてモコフェスタが開催され、市内各中学校吹奏楽部の演奏がありました。演奏、パフォーマンスともに素晴らしいものでした。このような素晴らしい演奏ができるのなら、日本一を目指すよう激励したところです。

このようなことは、子どもたちの目標にもなってきますので、楽器等の整備について協議することも良いのではと考えています。

保幼小中高の連携を進めている中で、守谷中学校の剣道部が大会で結果を残しています。先日、守谷高校の剣道部の監督とお会いしたところ、守谷中学校の剣道部の頑張りには感心しているとの話を頂いています。

中高連携することで良い結果が出てきており、いじめ防止の活動でも守谷高校の生徒が積極的に関わってくれるなど、良い傾向にあると感じています。

それから、私立開智望小学校が開校いたしました。教育委員の皆様も一度、見学に行っていたいただければと思います。

(山本委員)

総合教育会議開催の設置の趣旨として、市長と教育委員会の意思疎通を図るとあります。本日、4校の学校を訪問し、学校現場の声を聞いてきま

した。守谷に初めて赴任された校長先生からは、ALTとか電子黒板など守谷の良いところの話ばかりを聞きます。

私の方からは、守谷に来て何か悪いことはないかと必ず尋ねているところです。学校現場の声を市長にお伝えしたい思いもありますので、毎年5月から6月に実施する学校訪問後に総合教育会議を開催していただければと思います。

(後藤教育長)

市長には、日ごろから学校に足を運んでいただき実情を把握していただいているところです。ただ、教育委員の皆様が現場を見て感じたことを市長に伝える機会は少ないので、現場の声をお伝えする場としても良いのかと思います。

また、学校の課題、子どもたちが頑張っている様子を議題として、更に子どもたちが頑張れるような策を考えていただくことにつながれば良いのではと考えています。

(山本委員)

校長先生からは、なかなか本音を引き出せないところがあります。守谷の良いところはたくさんお話くださるのですが、改善してほしいことをお聞きすると、なかなか見つからないようです。

(会田市長)

今の子どもたちは、たくさん学ぶことがあり大変だと思います。先日の吹奏楽部の発表の時も、他校の演奏を見て研究している様子があり、それぞれの学校で他校の演奏を見て、刺激し合っている姿は素晴らしいと感じたところです。

(後藤教育長)

小小連携、中中連携も大切であり取組を行っているところです。中学校長は月に1回集まり会議を行い、また、吹奏楽部では合同の練習会を実施しているところです。

(山本委員)

過去には、イベントに吹奏楽部の出演を依頼しても、楽器の搬送ができない等の理由で学校長の許可が得られない時期がありましたが、4中学校全てが発表できたことは、大変素晴らしいことだと思います。

(会田市長)

発表の機会は、子どもたちにとっても励みになると思います。

(後藤教育長)

吹奏楽部は地域に貢献する活動でもあります。それに応じて地域が楽器搬送を提供するというように変わってきています。

先日、保幼小中高一貫教育の推進委員会を開催しました。その会議には守谷高校、東風小学校の校長、保育所長2名、認定こども園もりや幼保園長に出席していただきました。

ご意見として、幼稚園で大人になり、小学校1年生で子どもになってしまうという話がありました。そのようにならないような連携を、これから考えていくということが提案され、良い方向に進んでいくと思っています。

このようなこともこの会議で共有していただき、市長に支援していただければ、ありがたいと思っています。

(会田市長)

教育は子ども、市にとって財産であると思っています。立派な子どもを育てていくことは、私たちに課された義務でもあり、大人がやらなくてはならないことです。

いつも言っているとおり、私たちは教育環境の整備だけで、教育内容については教育委員会と学校の先生方にやっていただくことになります。このことから指導主事はできる限り市内学校に留め置いていただきたいという思いがあります。

(後藤教育長)

指導主事については、県の方針もあり難しいところがあります。

指導室で、守谷の方針、事業はこうすると取り組んでいただいていますので、何がねらいで、どのように進めるかのノウハウを持っています。学校現場に戻るときに、他の市町村となったときに、進めてきた事業が途切れるということはありません。その辺については、人も財産との考えの下に、茨城県と相談して理解をいただく努力はしていきたいと思っています。

(会田市長)

それでは、総合教育会議は適宜開催するということにしたいと思っていますがよろしいですか。

(総合教育会議)

—異議なし—

(会田市長)

本日の協議・調整事項については、全て終了しましたが、その他に何かあればお願いしたいと思います。

(総合教育会議)

—特になし—

(会田市長)

特に無いようですので、これで議長の座をおろさせていただきます。

(教育部次長)

議事進行ありがとうございました。それでは、以上で第1回総合教育会議を閉会といたします。

午後4時00分 閉会